

議案第三十二号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十七年六月六日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成十三年杉並区条例第四十
四号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3 区長は、被閲覧者を氏名、住所等により特定しない住民基本台帳の一部の写しの閲覧
の請求があつたときは、当該請求について閲覧の制限を行う等必要な措置を講ずること
ができる。ただし、国又は地方公共団体の職員等が行う職務上の請求その他公益上必要
があると認められる請求については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

（提案理由）

被閲覧者を特定しない住民基本台帳の一部の写しの閲覧を制限する必要がある。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限) 第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、被閲覧者を氏名、住所等により特定しない住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求があつたときは、当該請求について閲覧の制限を行う等必要な措置を講ずることができ。ただし、国又は地方公共団体の職員等が行う職務上の請求その他公益上必要があると認められる請求については、この限りでない。</p>	<p>(住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限) 第七条 略</p> <p>2 略</p>